

バイクやクルマを購入されたとき、必ず加入しましょう!!

「自賠責保険」

自動車損害賠償責任保険

自動車所有者のルールです!!

バイク・原動機付自転車を含むすべての自動車の所有者に対し、
自動車1台ごとに加入が義務づけられている保険が、
自賠責保険です。

事故により他人を死傷させたときは、被害者に対する損害賠償責任を負います。
強制保険である自賠責保険は、対人賠償責任を負った場合の損害に対して保険金をお支払いし、
被害者への基本的な対人賠償を補償する役割を果たしています。

万一の時に、確実にサポートする自賠責保険。
共栄火災でのご加入をおすすめいたします。

スクーターやミニバイクも 忘れずに!

自賠責保険は、自動車損害賠償保障法に基づいて、すべてのバイクやクルマに加入が義務づけられている保険です。
車検の無いバイクは、特に保険の期限切れになりがちです。
自賠責保険証明書や保険標章(ステッカー)で、保険期間をご確認ください。

無保険車は厳しく 罰せられます!

期限切れ(無保険)のまま運転すると、自動車損害賠償保障法第86条の3により、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」などの罰則を受けることとなります。また、事故を起こされた場合にも、保険の補償はありません。
くれぐれもご注意ください。

ご加入は、共栄火災の 代理店へどうぞ!

自賠責保険のご加入は、お近くの共栄火災代理店へお申し込みください。
自動車保険(任意保険)もご用意しております。お気軽にご相談ください。

スクーターやバイクも自賠責保険の加入が義務づけられています。

クルマや大型バイクはもちろん、車検制度のない原動機付自転車やミニバイクも、自賠責保険の加入が必要です。期限切れ、付け忘れにご注意を！

快適で安心したカーライフを楽しむためにも、ぜひ、自賠責保険をご確認ください。

● 自賠責保険のしくみ

1 「支払基準」は、法律に基づいて定められています。

自賠責保険の保険金および損害賠償額の請求を迅速かつ公平に処理する必要性から、「支払基準」は定型・定額化されています。

2 保険金の支払い情報が提供されます。

加害者(被保険者)または被害者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、保険会社から書面により提供されます。

- 支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も保険会社に請求することができます。

3 公正中立な第三者機関による紛争処理制度があります。

被害者または被保険者と保険会社との間で、保険金支払いの適正性をめぐる争いが発生したときのために、公正中立で専門的な知見を有する弁護士・医師等で構成する紛争処理委員が調停を行う機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構が設置されています。

お支払いする保険金

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	後遺障害の程度により 第1級 最高3,000万円まで ～第14級 最高75万円まで ※神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合、常時介護の時は最高4,000万円まで 随時介護の時は最高3,000万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

保険金の請求方法

加害者

本請求

被害者に賠償金を支払ってから請求できます。

被害者

本請求

加害者の加入している保険会社に直接、損害賠償額を請求できます。

仮渡金

当座の出費をまかなうために前払金として請求できます。
①死亡の場合:290万円
②傷害の場合:程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階があります。

※ご請求に際しては、重要事項が記載されている「請求のご案内」をお配りしておりますので、必ずご確認ください。
※保険金等の請求権の時効は3年です。

保険金をお支払いできない主な場合

- 電柱に衝突し、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)自身が負傷したような自損事故の場合
- 保有者が次の3つの条件をすべて立証できる場合
(イ)自己および運転者が自動車の運行について注意を怠らなかつたこと
(ロ)被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があつたこと
(ハ)自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかつたこと
- 保険契約者または被保険者の悪意によって損害が生じた場合 など

バイクの保険料例

※本土用

(平成23年4月1日)

総排気量 \ 保険期間	60カ月契約	48カ月契約	36カ月契約	25カ月契約	24カ月契約	12カ月契約
250cc超	—	—	18,500円	14,480円	14,110円	9,640円
125cc超 250cc以下	25,130円	21,280円	17,350円	—	13,350円	9,260円
125cc以下 原動機付自転車	15,600円	13,580円	11,520円	—	9,420円	7,280円

※上記「本土用」以外の保険料は、取扱代理店もしくは共栄火災へお問い合わせください。

ご注意

- 詳しくは取扱代理店もしくは共栄火災へお問い合わせください。
- ご契約の際は必ず「自賠責保険のしおり」等をご覧ください。
- 代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。

共栄火災海上保険株式会社

本社/〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL:(03)3504-0131(代)
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先